

四日市市告示第 75 号

下記市有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、四日市市契約施行規則（昭和 39 年四日市市規則第 12 号）第 23 条及び四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領第 3 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 2 月 26 日

四日市市長 森 智 広



1 入札に付する貸付物件に関する事項

- (1) 貸付物件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付け 物件番号 1
- (2) 設置場所 別紙「貸付物件一覧」のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙「仕様書」及び「貸付物件一覧」記載のとおり
- (4) 貸付期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（別途協議により 1 年の更新を行うことがある）
- (5) 最低貸付料 別紙「貸付物件一覧」のとおり

2 入札者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から過去 2 年間に於いて、政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 入札の参加の申込みをした日において引き続き 1 年以上、法人の場合は四日市市内に本店、支店、営業所等を有し、個人の場合は四日市市内に住所を有していること。
- (4) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、本市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年 2 月 5 日告示第 28 号）に基づく入札参加資格停止等の措置又はこれに準ずる措置を受けている期間がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。
- (9) 入札公告の日から過去 3 年以内に、自ら管理、運営する自動販売機（飲料、食品に限る）を設置した実績を有していること。

3 入札参加申込みの受付の期間及び場所

- (1) 受付期間 令和6年2月26日(月)～3月4日(月) (閉庁日を除く。)
午前8時30分～午後5時15分
(郵送の場合は最終日の午後5時15分必着)
- (2) 受付場所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民生活課(本庁舎5階)
- (3) 提出書類 一般競争入札参加申込書(要領様式第1)

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年2月26日(月)～3月4日(月) (閉庁日を除く。)
- (2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民生活課(本庁舎5階)

5 仕様書の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年2月26日(月)～3月4日(月) (閉庁日を除く。)
- (2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民生活課(本庁舎5階)

6 仕様書の配布の期間、場所及び方法

- (1) 期 間 令和6年2月26日(月)～3月4日(月) (閉庁日を除く。)
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民生活課(本庁舎5階)
- (3) 方 法 上記場所にて配布するほか、四日市市のホームページよりダウンロードにて配布します。

7 仕様書等に対する質問に関する事項

- (1) 提出方法 仕様書等に関する質問がある場合は、質問書(要領様式第2)を電子メール又はFAXで提出してください。
- (2) 提出期限 令和6年3月4日(月)午後5時15分まで
- (3) 回答方法 (2)の期限までに受け付けた質問に対する回答については、回答書(要領様式第3)により質問者に回答します。また、四日市市のホームページに掲載します。
- (4) 提出先 四日市市役所 市民生活課 宛
メールアドレス shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp
FAX 番号 059-359-8316

8 現場説明会

実施しません。

9 入札保証金に関する事項

この入札に係る入札保証金は免除します。ただし、落札候補者と決定された方は、別途、保証金を納めていただく必要があります。（詳しくは、15、16をご確認ください。）

10 入札の執行

- (1) 日 時 令和6年3月8日（金）午後4時00分
- (2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所本庁舎5階 第1入札室（郵便入札）

11 入札条件

- (1) 様 式：入札書（要領様式第4）
- (2) 記載条件： 入札金額は、1（4）の貸付期間中の貸付料の総額（1年分）を記入してください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（貸付料総額）の110分の100に相当する金額を入札書に記入してください。

入札書に使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑としてください。

- (3) 入札方法：本件は、郵便入札で行います。
下記到着期限までに、入札書を下記送付先へ郵送してください。

12 郵便入札について

- (1) 入札書の送付先
郵便番号 **510-8799** 四日市郵便局留 四日市市役所市民生活課行
- (2) 郵送方法
特定記録郵便・簡易書留郵便・一般書留郵便のいずれかで郵送してください。
市民生活課へ直接持参した入札書は受け付けません。
- (3) 入札書の到着期限
令和6年3月7日（木）17時15分（必着）
期日までに到着しなかった場合は、無効とします。
- (4) 郵便封筒記載事項
封筒には、入札日・入札時間・件名・入札者（住所・氏名）を漏れなく記入のうえ、「入札書在中」と表示してください。封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いものは、無効とします。
- (5) 上記の入札書の到着期限経過後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めません。

1 3 入札の辞退について

入札の参加申し込みを行った後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（要領様式第5）を次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年3月7日（木）午後5時15分まで（郵送の場合は必着）
- (2) 提出先 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市民生活課（本庁舎5階）

1 4 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (3) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 記名、押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 最低貸付料未満の入札
- (10) 保証金を納めない落札候補者がした入札
- (11) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

1 5 落札候補者の決定

最低貸付料以上で入札した方のうち、最高金額で入札した方を落札候補者と決定します。

ただし、落札候補者となるべき同額の入札をした方が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札候補者を決定します。

くじ引きは、入札事務に関係ない本市の職員が行いますが、その結果に対して異議の申し立てはできません。

1 6 保証金について

15で決定した落札候補者は、次に掲げる保証金を納めていただきます。万一、これを納めないときは、当該落札候補者がした入札は無効となりますので、ご注意ください。

- (1) 保証金の額 入札金額の100分の5以上
- (2) 納付期限 令和6年3月14日（木）まで

1 7 資格確認書類の提出

落札候補者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、以下に定める提出書類（各

1 部) を提出してください。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (要領様式第 6)

イ 誓約書 (要領様式第 7)

ウ 自動販売機の管理関係等に関する届出書 (要領様式 8)

エ 証明書類 (官公署が発行するものは、発行日から 3 ヶ月以内のもの)

法人：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

営業所等の建物に係る賃貸借契約書等の写し又は登記事項全部証明書

個人：住民票の写し (本人分のみ)

身分 (元) 証明書 (本籍地の市町村で発行)

オ 四日市市税の未納がないことの証明書 (発行日から 3 ヶ月以内のもの。本庁舎 2 階
市民税課で発行)

カ 入札公告の日から過去 3 年以内に、自ら管理、運営する自動販売機 (飲料、食品に
限る) を設置した実績を証する使用許可書又は契約書の写し等

(2) 提出期限 令和 6 年 3 月 14 日 (木) 午後 5 時 15 分まで (郵送の場合は必着)

(3) 提出先 四日市市役所市民生活課 (本庁舎 5 階)

1 8 設置事業者の決定

(1) 提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていた場合、落札者
(=設置事業者) として決定します。

(2) 入札の結果については、入札執行調書 (要領様式第 10) により公表します。公表場
所は、四日市市役所市民生活課及びインターネットのホームページとします。

1 9 契約等の締結

(1) 四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱 (以下「貸付要綱」
という。) 第 4 条第 4 項で規定する「市有財産有償貸付契約書」 (様式第 3) を例とし
た契約書により (3) の期限までに契約を締結するものとします。

(2) 契約等の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担となります。

(3) 契約等締結期限 令和 6 年 3 月 25 日 (月)